別　添

**１　看護職員加配加算の算定要件等**

障がい児通所支援における看護職員加配加算（平成30年度新設）の算定要件と加算区分については、概ね下表のとおりです。

<主として重症心身障害児以外>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 加配看護職員 | 医療的ケアに関する判定スコア |
| 看護職員加配加算（Ⅰ） | １以上(常勤換算) | 判定スコアにある状態のいずれかに該当する障がい児の数が１以上 |
| 看護職員加配加算（Ⅱ） | ２以上(常勤換算) | 判定スコアで８点以上の障がい児の数が５以上 |
| 看護職員加配加算（Ⅲ） | ３以上（常勤換算） | 判定スコアで８点以上の障がい児の数が９以上 |

<主として重症心身障がい児>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 加配看護職員 | 医療的ケアに関する判定スコア |
| 看護職員加配加算（Ⅰ） | １以上（常勤換算） | 判定スコアで８点以上の障がい児の数が５以上（定員５名の事業所に限り１６点以上は２名分として算定） |
| 看護職員加配加算（Ⅱ） | ２以上（常勤換算） | 判定スコアで８点以上の障がい児の数が９以上 |

※いずれの区分でも、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨を公表していることが算定要件の１つとなっています。（公表方法は、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。）

詳細は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定にともなう実施上の留意事項について」第二　２　（１）④の３　看護職員加配加算の取扱い及び（２）④看護職員加配加算の取扱い<新旧対照表p23～27,p47～49>を参照してください。

**２　導入３月後の判定方法**

加算の区分を判定するにあたっての障がい児の数は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数を用います。

具体的には、「医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障がい児」又は「判定スコアで8点以上の障がい児」の前年度の延べ利用人数を、前年度の開所日数で除して得た数とします。

　ただし、加算創設当初の措置として、導入時は平成30年4月1日時点での在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアに関する判定スコアで該当する障がい児の数により判定し、導入から３月経過後は、３月（平成30年4月～6月）における医療的ケアが必要な障がい児の延べ利用人数を３か月間の開所日数で除して得た数により、判定することとなっています。

（１）加配看護職員の数の算定

①　常勤換算により事業所に配置している看護職員数を算出します。

②　配置している常勤換算での看護職員数から、人員配置基準上必要な人数を除いた数が加配看護職員の数となります。

（２）医療的ケアが必要な障がい児の数の算定

①「看護職員加配加算　対象児童一覧」の様式に、対象となる障がい児の判定スコアの点数と、各児の平成30年4～6月の延べ利用日数を記載します。

　②　対象となる障がい児の延べ利用日数を合計し、事業所の平成30年4～6月の開所日数で除して得た数を、加算区分の判定にあたっての児童の数とします。

⇒（１）及び（２）により、加配看護職員数の要件と、医療的ケアにかかる判定スコアの要件の両方を満たす加算区分を判定します。

**（参考）判定スコア**

(1)　レスピレーター管理＝８

(2)　気管内送管、気管切開＝８

(3)　鼻咽頭エアウェイ＝５

(4)　Ｏ2吸入又はsＰＯ2　90％以下の状態が10%以上＝５

(5)　1回／時間以上の頻回の吸引＝８、６回／日以上の頻回の吸引＝３

(6)　ネプライザー６回／日以上又は継続使用＝３

(7)　ＩＶＨ＝８

(8)　経管（経鼻・胃ろうを含む。）＝５

(9)　腸ろう・腸管栄養＝８

(10)　接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝３

(11)　継続する透析（腹膜潅流を含む）＝３

(12)　定期導尿３回／日以上＝５

(13)　人工肛門＝５

**３　届出書類**

　　現在、大阪府に「看護職員加配体制」又は「看護職員加配体制（重症心身障がい児）」を「なし」以外で届けている事業所は、請求実績の有無にかかわらず、以下の書類をご提出ください。

　　また、判定の結果、加算区分が変更となる場合は、変更にかかる書類もあわせてご提出ください。

＜必ず提出する書類＞

・看護職員加配加算に関する届出書

・看護職員の配置状況

※加算の区分が変更となる場合、上記の提出書類に加え以下の書類も提出してください。

・変更届出書

・障がい児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

・障がい児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

**４　届出後の加算の算定区分の適用について**

看護職員加配加算の変更がある場合、**平成30年８月サービス提供分**から、新区分の適用となります。

 　また、定員の変更など特段の事情がない限り、3月後の見直し結果による区分は、平成31年3月サービス提供分まで適用することとなります。

**５　平成３０年５月以降に指定を受けた事業所の場合**

平成30年5月1日以降に指定を受けた事業所の場合は、指定から３月の利用実績により区分を見直します。

提出期限は以下のとおりとします。

平成30年5月1日指定…5月～7月の実績により算出→提出期限　平成30年8月15日

平成30年6月1日指定…6月～8月の実績により算出→提出期限　平成30年9月14日

平成30年7月1日指定…7月～9月の実績により算出→提出期限　平成30年10月15日